

電気通信市場検証会議（第24回） 議事録

- 1 日時：令和3年10月25日（月）13:00～15:00
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員（五十音順）
浅川構成員、大橋座長、高口構成員、佐藤構成員、田平構成員、
中尾構成員、西村構成員、林座長代理、森構成員
 - ・ 総務省
二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、
林総務課長、木村事業政策課長、川野料金サービス課長、
飯村事業政策課市場評価企画官、
田部井事業政策課課長補佐、望月料金サービス課課長補佐

4 議事

【大橋座長】 皆さん、こんにちは。お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。これから、電気通信市場検証会議の第24回会合を開催いたします。

本日は、中尾構成員が途中で退席をすると伺っており、また池田先生は御欠席ということでございます。

本日の議事は、ウェブ会議の形式によって、また音声のみの形ですが、公開にて開催とさせていただきます。

まず、議事に入る前に、二宮局長から御挨拶いただけるということですので、よろしくお願いをいたします。

【二宮総合通信基盤局長】 ありがとうございます。総合通信基盤局長の二宮でございます。

日頃より皆様には、総務省の情報通信行政への御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の会合を皮切りといたしまして、令和3年度の市場検証が開始となります。ぜひ御関連なご議論をお願いできればと思います。

特に、今年度の検証におきましては、本検証会議の下の「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書におきまして、本検証会議における検証の強化の必要性が提言をされたところでございます。電気通信市場の実態把握や、既存ルール等の遵守状況の検証の強化が極めて重要となっていると考えております。

このため、本検証会議の先生方の御協力を得ながら、電気通信事業における公正な競争の一層の促進に向けまして、市場検証を強化した上で実施をしていきたいと考えておりますので、引き続き御指導のほど、よろしく願い申し上げます。

【大橋座長】 局長、ありがとうございました。

それでは、配付資料の確認について事務局からお願いいたします。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日、第24回の検証会議ですけれども、本体資料は4点ございます。資料24-1から資料24-4でございます。そのほか、参考資料といたしまして2点ございます。公正競争検討会議報告書本体と「競争ルールの検証に関する報告書2021」でございます。

もし万が一、メールでお送りしましたけれども、届いていないですとか、そういった事情がございましたらチャット欄にてお知らせいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【大橋座長】 ありがとうございます。

それでは、議事に従って進んでいきたいと思っております。最初、議題（1）「公正競争確保の在り方に関する検討会議」の報告書の概要について事務局から御報告をお願いします。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。資料24-1『「公正競争確保の在り方に関する検討会議」報告書の概要（市場検証関係）」に基づきまして、御説明をいたします。

本検証会議の下、公正競争確保の在り方に関する検討会議が昨年の12月から、NTTドコモの完全子会社化などの状況を踏まえ、開催されていたところでございます。

公正競争検討会議では、公正競争の確保に必要な方策等について検討を行いまして、今月、10月11日の公正競争検討会議第7回会合におきまして報告書が取りまとめられ、翌12日に報告書が公表されたところでございます。

公正競争検討会議の報告書では、市場検証会議における検証の強化についての提言が多々含まれておりますので、そうした提言をこちらの資料24-1にまとめてございます。こちらの内容について、これから御説明をいたします。

まず1ページ目を御覧いただければと思います。公正競争検討会議報告書における検証強化の提言につきまして、概要1枚にまとめております。上の枠囲み部分にございますとおり、法人向けサービスを検証対象に加えるなど、検証対象範囲を拡大するとともに、禁止行為規制の遵守状況の確認について、客観的なデータに基づくようにするなど、検証手法を見

直すこと、そして、毎年度の検証におきまして、重点的検証の対象項目を設定することなどが提言されております。

より具体的には、同じ1ページ目の表にまとめております。表の左側が現状の検証項目でございまして、右側の赤字下線部分が強化によって加わる検証項目でございます。

まず、市場動向の分析ですけれども、検証対象の拡大といたしまして、法人向けサービスの実態把握ですとか、研究開発競争の状況の把握を行う必要があるという提言がなされているところでございます。

また、禁止行為規制の遵守状況の確認ですけれども、情報の目的外利用の有無に関しまして、非公開会合も活用した詳細な確認を行うこと、各地域市場における状況の詳細な確認を行うこと、客観的・定量的なデータに基づいて、不当に優先的な取扱い等の有無の検証を行うこと、NTTドコモ/NTTコムとNTT東西の間のローカル5G事業における連携状況の検証を行うこと、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の実態の把握を行うこと、といった提言がなされております。

加えまして、NTTグループに対する累次の公正競争条件について、その遵守状況を確認する必要があるともされております。

2ページ目以降では、公正競争検討会議報告書における検証強化に係る記載を抜粋しております。その内容について簡潔に御紹介いたします。

まず、2ページ目ですけれども、検証強化についての総論的な記載を抜粋しております。1段落目ですけれども、市場の実態把握や、既存ルールの遵守状況の検証がこれまで以上に重要になるということとして、市場検証会議における検証を強化する必要があるとした上で、冒頭申し上げましたとおり、検証対象範囲の拡大、検証手法の見直し、重点的検証対象項目の設定、これらの必要性が述べられております。

また、客観的なデータの取得に関しましては、NTTはもとより、広く他事業者等の協力も得て必要なデータを取得することが重要としつつ、検証内容の見直しに応じて、データの必要性については、その検討を常に行うべきとされております。

3ページ目以降でございますけれども、検証強化についての各論的な記載を抜粋しております。記載の順序につきましては、1ページ目で御紹介をした順番となっております。

3ページ目ですけれども、法人向けサービスの実態の把握につきましては、まずは、法人向けサービスの概要の把握から始めまして、検証の観点などについて検討を行うという流れの記載がなされております。

また、研究開発競争の状況の把握につきましては、NTTグループ内において、いわゆるNTT独自仕様につながる研究開発が行われていないかなどを注視していく必要があるという観点と、もう一つは、NTTだけでなく、他事業者に関しましても、研究開発費の推移ですとか、共同研究開発などの状況を把握していく必要があるという観点、この2つが記載をされております。

4ページ目ですけれども、禁止行為規制の遵守状況の確認のうち、接続関連情報の目的外利用を防ぐための検証というものにつきましては、市場検証会議における非公開会合も活用して詳細に確認することですとか、その際に、検証プロセスの透明性の観点から、可能な範囲でヒアリング項目などを公表するという点についての記載がなされております。

また、各地域市場における状況の詳細な確認としまして、地域市場で具体的な公正競争上の問題が発生していないかの確認を行うという記載もなされております。

4ページ目の下半分辺りから5ページ目にかけては、客観的・定量的なデータに基づく検証について、具体的な検証内容についての記載を抜粋しております。1ページ目にも記載のあるとおりでございますけれども、局舎スペースの利用に関する検証、NTT東西における各種手続についてのリードタイム検証、5ページ目に行きまして、NTT東西の接続機能要望等に関する検証、NTT東西におけるネットワーク調達取引に関する検証、NTTグループにおける内部相互補助の有無に関する検証、グループ間取引を通じた禁止行為規制の潜脱の有無に関する検証、これらについて、それぞれその内容が報告書に記載されております。

5ページ目の一番下ですけれども、NTTドコモ／NTTコムとNTT東西の間のローカル5G事業における連携状況の検証についての記載を抜粋しております。

6ページ目ですけれども、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い等の実態の把握ということで、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者ですとか、その規律の内容の在り方につきまして、まずは市場検証会議等の場で実態を広く把握・検証していくなどと記載されております。

また、6ページ目の中ほどには、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況の確認についての記載を抜粋しております。それぞれの公正競争条件について、どの主体にどの条件が適用されるのかなどの整理の必要性ですとか、その遵守状況の検証の必要性について記載がなされております。

以上が、公正競争検討会議報告書における検証強化の関係部分の概要の御説明でございます。

ます。

【大橋座長】 ありがとうございます。先ほど、先般取りまとめられた「公正競争確保の在り方に関する検討会議」報告書で記載のあるうち、この会議体に関連する部分について中心にして御報告いただいたということでございます。ただいまの御説明について、もし構成員の方々から御意見などあればぜひいただければと思います。チャット欄で教えていただければ、御指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、まず初めに中尾構成員からお願いいたします。

【中尾構成員】 大橋先生、ありがとうございます。今、事務局の御説明どうもありがとうございました。大変よく理解できました。

私からは、コメントになりますけれども、最近も総務省のローカル5G実証事業の推進が始まっていて、実はNTT東西の提案も採択が決まっているとお聞きしています。

こうした動きや、先般、私からも再三申し上げているドコモの完全子会社化など世の中のいろんな動きがある中で、このように柔軟に検証項目を強化していただくことは大変有意義と考えています。

ローカル5Gの件と子会社化に関して、禁止行為等の規制が遵守されているかどうか、エビデンスを持って確認をしていくことは、おっしゃるとおり、重要だと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

今回は、そういう形で十分に対応していただいていると思うので、大変ありがたいお話だと思っておりますが、今後こういった世の中の動きに柔軟に対応していく体制を会議で整備いただくことが重要と思いましたので、一言コメントさせていただきました。

以上でございます。

【大橋座長】 中尾構成員、ありがとうございました。続きまして、林構成員、お願いいたします。

【林座長代理】 ありがとうございます。私も中尾先生のコメントとかぶるところが多いんですけども、まず、この市場検証会議の役割が強調されたといいますか、市場検証の機能強化ということがこの報告書において打ち出されたというのは非常に結構なことだと思います。

ですので、柔軟に検証を進めていく必要があると思うんですけども、1点、10月24日でしたかね、日曜日の新聞を、日経新聞を見ていましたら、NTTコムとコムウェアがドコモ

の子会社にといいことで、年内をめどにといいことで記事が載っておりました。そこも拝見したところ、それから報告書も見たところ、そういったコムが、あるいはコムウェアがドコモの子会社になるということについて現行法令上明確な制約がないということのようなんですけれども、ただ、その辺りもしっかり検証していく必要があるんじゃないかなと思います。これは競争事業者からも懸念が示されているところだと思いますし、報告書もその点を踏まえて具体的な課題の有無を見極めた上で、必要に応じて禁止行為規制について検討を行う必要があるという考え方も示されていますので、NTTコムがドコモに内部化されることで、NTTコム、ドコモの間の取引を規律する禁止行為規制が形骸化することのないよう、市場検証会議でしっかりウォッチしていくということは必要なのではないかなと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。浅川構成員、お願いします。

【浅川構成員】 日本総研の浅川です。よろしくお願いします。

御説明ありがとうございました。私のほうも中尾先生、林先生がおっしゃったこととかぶるところあるかと思うんですけども、まず、全般的にといいますか、検証対象、検証を強化するということで、主に対象範囲の拡大、それから、より具体的な定量的な客観的なデータに基づくという方向性は私も非常に重要かなと思っていましたので、このとおり進めていくというのは非常に重要かなと思っております。

一方で、客観・定量化するということで、かなりやっぱり調査対象が細かくなりますので、総務省様をはじめ、チェックする御負担が大きくなるかと思いますが、重要だと思いますので、引き続きこの方向かなと思っております。

1点、拡大の中に研究開発競争という新たな項目があったと思うんですけど、これも非常に重要かなと、公正競争上重要と考えるんですけども、一方でどうしても日本の5Gですとか6Gみたいな話になってくると、国内の競争という観点もあるんですけども、対外的、対海外というグローバルな視点でいうと、ある程度協調しないといけない部分というところもあるんじゃないかなと思っておりまして、その辺り、公正競争上の評価対象という意味でいうと、研究開発というところは少し、競争と協調ではないですけども、少しそういったバランスの視点の検証というのも重要になるかなと思いました。

今後、こういったアウトプット等、その辺りも、私のほうでもいろいろ御意見させていただければかなと思っております。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかにもし御意見ないようでしたら、特段御質問という明確なものはないですけども、もし事務局から何かレスポンスがあればいただければと思います。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。今3名の先生方からいただいたコメントにつきましては、これから資料24-2及び資料24-3で御説明する内容とも関連する内容とは思いますが、今後、市場検証を継続的に行い、その内容を強化していくに当たり留意すべき点だと承知をいたしましたので、その旨も留意しながら今後検証を進めていきたいと思っております。

【大橋座長】 ありがとうございます。いただいた御意見、全て禁止行為なりがきちっと遵守されているのか、あるいは形骸化することがないのかということについて、まさにこの市場検証会議でさらに機能強化する中でしっかり見ていかなきゃいけないということだと思っています。先生方に、引き続き、今日もそうですけれども、いろいろ御意見、御尽力いただくこと多いですけども、ぜひ御支援のほどお願いできればと思います。

そういうことで、次のところへ進んでいければと思います。議題として2つ、1つは「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」の改定案についてと、あと、同分野における市場検証に関する年次計画、これ令和3年度ということですが、この案について続けて事務局から御説明いただいて、また皆様方から御意見をいただければと思います。よろしくをお願いします。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。資料24-2及び資料24-3を続けて御説明いたします。

まず、資料24-2でございます。こちら、資料24-1を用いて先ほど御説明いたしました公正競争検討会議報告書における検証強化の提言のほか、令和2年度までの市場検証結果も踏まえまして、市場検証の基本方針の全面的な改定を行うとともに、令和3年度年次計画の策定を行うことを考えてございます。

資料24-2の改定案の概要といいますか、全体的な構成ですけれども、最初に項目1といたしまして、趣旨を記載してございます。内容としましては、これまで市場検証を継続的に実施してきたことと、公正競争検討会議の報告書における提言などを踏まえて、本基本方針を定めるということに記載した上で、項目2として市場検証の概要、項目3として電気通信事業分野における市場動向の分析、項目4として電気通信事業者の業務の適正性等の確認、最後、項目5として検証結果を踏まえた対応について、それぞれ記載しております。

具体的な内容についての御紹介、御説明ですけれども、1 ページ目中ほど以降にございます、項目 2 「市場検証の概要」から御説明をいたします。

項目 2 ですけれども、(1) で市場検証の目的ですとか、市場検証として電気通信事業分野における市場動向の分析、それから、電気通信事業者の業務の適正性等の確認を実施するということを述べた上で、(2) におきましては、本市場検証会議の開催のほか、その傘下にワーキンググループを置くということについて記載しております。

2 ページ目に行きまして、(3) として検証期間、(4) として検証のスケジュール等について記載をしております。検証のスケジュールにつきましては、各年度の年次計画で詳細に定めるとしてしております。

また、(5) の検証手法といたしましては、これは公正競争検討会議の提言を受けた内容となっておりますけれども、特に集中的に検証すべき項目を重点的検証項目として定めるなどとし、重点的検証の対象となる項目は各年度の年次計画で定めるとしてしております。

また、3 ページ目にかへまして、(6) では、検証結果を踏まえて検証内容や検証に必要なデータを随時見直していくことについて触れておりまして、3 ページ目の(7) では、基本方針、年次計画、それから年次レポートの作成に当たっては、意見募集を行うという旨を記載しております。

3 ページ目以降、項目 3、市場動向の分析についてのパートになってございます。まず(1) ですけれども、市場動向の分析についての概要を記載しております。検証対象市場を画定して定点的に検証していくという、これまで行ってきたことに加えまして、これも公正競争検討会議の提言を受けた内容でございますけれども、様々な法人向けサービスについて実態把握を行うこと、それから、研究開発競争の状況の把握を行うことについて記載してございます。

続けて(2) といたしまして、検証対象市場に係る競争状況等の分析について、その詳細を記載しております。

4 ページ目ですけれども、検証対象市場の画定を行っております。前年度までの検証における各種サービスの範囲、それから地理的範囲の画定を基本的に踏襲する形で検証対象市場を画定しております。

5 ページ目に行きまして、それら検証対象市場について定点的に観測していく指標について定めております。具体的に観測する指標につきましては、別表 1 から別表 4 のとおりとしております。

別表1から別表4に記載している指標につきましては、これまでの市場検証の年次レポートにも記載してきたグラフですとかデータを改めて整理し、表の形にしたものでございます。

なお、これら別表1から4で定めた観測指標以外の指標につきましても、必要に応じて把握するという旨を記載してございます。

加えて、こうした定量的な指標を補完するものとしたしまして、利用者アンケートをこれまでと同様に実施するとしておりまして、その際の主な質問項目につきましては、各年度の年次計画において定めるとしております。

5ページ目の下から4行目から、(3)といたしまして、法人向けサービスの実態把握について記載をしております。内容としましては、電気通信事業分野に係る法人向けサービスを広く把握の対象といたしまして、まずは市場画定の在り方ですとか、競争分析の際の観点などについて検討した上で、試行的な市場画定や試行的な競争分析を行いつつ、検討を行っていくというような流れにしております。

また、各年度におきます法人向けサービスの実態把握の方針につきましては、それぞれ各年度の年次計画において定めるとしております。

6ページ目の(4)といたしまして、研究開発競争の状況の把握について記載しております。電気通信事業分野に係る研究開発競争を広く把握の対象とするとした上で、こちらにつきましても、各年度における研究開発競争の状況の把握方針につきましては、各年度の年次計画で定めるとしてしております。

続けて、項目4でございます。電気通信事業者の業務の適正性の確認のパートでございます。6ページ目の中ほどより、業務の適正性確認の概要を記載しております。市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況を定期的に確認するとともに、NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況につきまして、定期的に確認をしていくとしております。

また、確認の一環としまして、ヒアリングですとかアンケートなどを行う際の主な観点は、これまた各年度の年次計画において定めるとしてしております。

まず、6ページ目の最終行からですけれども、(1)市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認でございます。具体的内容の記載は7ページ目を御覧いただければと思いますが、確認対象者ですとか確認項目などにつきまして、固定系通信については別表5、移動系通信につきましては別表6のとおりとしております。こうし

た確認事項ですけれども、前年度までに実施していたものを踏襲する形で設定しております。

また、前年度までの市場検証でも実施してきていたものでございますけれども、「サービス卸ガイドライン」を踏まえた対応状況の確認につきましても、本項目に含めておりまして、その際の実確認事項というものは、別表7のとおりと設定しております。こちらの実確認事項につきましても、前年度までに実施していたものを踏襲する形で設定をしております。

また、公正競争検討会議の報告書の内容を踏まえまして、(2)ですけれども、新たにNTTグループに対する公正競争条件の遵守状況の確認を行うとしておりまして、その際の実確認事項につきましても、別表8のとおりとしております。

最後、8ページ目の項目5でございまして、検証結果を踏まえた対応といたしまして、市場動向の分析結果ですとか業務の適正性の確認結果など検証の結果を踏まえまして、必要に応じて電気通信事業法をはじめとする法令やガイドラインを見直すなど、制度や施策の見直しを実施することとするという記載をしております。

以上が市場検証基本方針の改定案、資料24-2の御説明でございます。

続きまして、資料24-3、令和3年度年次計画案についてでございます。まず1ページ目ですけれども、最初に市場検証の実施スケジュールについて記載をしております。例年と同様、この秋に検証をスタートいたしまして、来年の夏に年次レポートという形で結果をまとめるべく、必要な検証作業を随時行っていくというスケジュールとしております。

具体的な詳細なスケジュールにつきましては、2ページ目の上のほうにございます図のとおりとしております。

2ページ目でございまして、電気通信事業分野における市場動向の分析に関しまして、基本方針において年次計画で定めるとされた事項が複数ございまして、そういった事項を順次定めております。

まず(1)といたしまして、重点的検証の対象でございまして、こちらは令和2年度市場検証の結果を踏まえまして2点設定しております。①移動系通信市場をめぐる市場環境の変化の影響と、②新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響、この2点を設定しております。

いずれの重点事項につきましても、利用者アンケートですとか事業者アンケートなどにおいて得られた結果を基に検証するということとしております。

また、3ページ目の下のほうですけれども、(2)におきまして、法人向けサービスの実

態把握の方針について記載してございます。市場検証基本方針にも記載いたしましたとおり、まずは法人向けサービスをめぐる市場画定の在り方の検討を行いまして、法人向けサービスの区分を整理し、その上で、可能な範囲でデータを入手し、市場規模や市場シェアの算出を試みるというような流れを記載しております。

これに加えまして、I o T向け通信の重要性というものは年々増していることもございますし、令和2年度検証でも試行的に評価を行ったところでございますので、引き続き、I o T向け通信サービス市場における市場分析を行うと記載してございます。

また、こちらは4ページ目に行きますけれども、公正競争検討会議報告書の内容を踏まえまして、NTT東西のローカル5G事業における連携状況等の確認につきまして、法人向けサービスの実態把握の一環として実施することとしております。

4ページ目の(3)でございましてけれども、研究開発競争の状況の把握の方針について記載してございます。基本方針にも、これまた記載をしておりますけれども、事業者における研究開発費の推移の把握を行うほか、事業者ヒアリング等を通じて、共同研究開発の現状など電気通信事業者における研究開発に関する現状を把握しつつ、次年度以降において、研究開発競争の状況の把握を実施するに当たっての観点ですとか留意点について検討を行うとしております。

また、4ページ目の(4)でございましてけれども、市場動向の分析の一環として実施する利用者アンケートにおける主な質問項目につきまして、何点か設定をしております。いずれも、これまでの市場検証において、利用者アンケートの設問としてきた事項でございましてけれども、まず、ポイントサービスなど決済サービスと通信サービスの関係といったものですか、従来の通信サービスと比較的類似しているOTTサービスとの代替性、固定系通信市場と移動系通信市場の関係、こうした項目を主な質問項目として設定しております。

また、このほか、利用者アンケートにおける具体的な質問項目につきましては、市場検証会議において別途議論を行った上で確定するという形にしております。

5ページ目からですけれども、電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関しまして、基本方針において、これまた年次計画で定めるとされた事項が複数ございますので、そちらを順次定めております。

まず、(1)重点的検証対象でございまして。公正競争検討会議報告書の内容を踏まえまして、まず①ですけれども、客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当な優先的取扱いの有無の検証、それから、②といたしまして、ページをまたいでい

ますけれども、MNO各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いなどの有無の実態の把握という、この2点を設定しております。

①の客観的・定量的なデータに基づく検証につきましては、関係事業者から取得したデータに基づいて検証を行うとしておりまして、その際の具体的な検証内容につきましては、市場検証会議において別途議論を行った上で確定することとするとしております。

また、データの取得状況ですとか市場環境の変化を踏まえまして、その検証内容について随時見直すというふうにもしております。

また、②ですけれども、MNO各社における実態把握につきましては、関係事業者へのヒアリングですとかアンケートなどを通じて、広く把握・検証を行うということとしております。

最後、6ページ目の(2)といたしまして、業務の適正性等の確認に当たっての観点というものを記載してございます。市場検証会議において非公開ヒアリングを実施する際の具体的なヒアリング項目につきましては、市場検証会議において議論を行った上で確定するとしつつ、主な確認の観点などを記載しております。

また、関係事業者に対してアンケートを実施する際の具体的な質問項目につきましても、市場検証会議において別途議論を行った上で確定するとしております。

以上、令和3年度の年次計画案の概要でございます。事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ただいま、電気通信事業分野における市場検証に関して、基本方針案、これ、今回改定案としてお示しいただいたものと、あと、例年どおりの年次計画案を、令和3年度版、御説明いただいたということで、これらは冒頭の議題1の内容も適宜反映して、さらに機能が強化された部分もあるということであります。

これらについて、ぜひ構成員の方々から御意見、あるいは討議のほうをいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。佐藤構成員、お願いします。

【佐藤構成員】 福島大学の佐藤です。私から2点、コメントという形でさせていただきたいんですけども、まず1点目は、先ほどの報告書を踏まえて基本方針を改定するというのは大変私も同意するところでございまして、中身を見ますと、やはりヒアリングであったりとか、アンケートであったりとか、我々の総務省だったりとかこちらの構成員で何とかなるというよりも、むしろ事業者にもかなり御協力を賜ることが結構多いなど、そういう印象を持ちますので、私からもぜひ御協力をいただければというまずお願いが1点と、もう1点は、研究開発競争の状況を把握するということが今回盛り込まれていて、これは大変悩ましい

問題だなと思っております。

というのも、研究開発というのは単年度で何かすぐ成果が出るというよりも、中長期的な結果、中長期的な視点でその結果を見ていかなければならないということで、どのようにその効果を区別していくのかというのはかなり難しい問題であって、我々も知恵をかなり絞りたいところですけども、どのような区別ができるのか、その実態についてはかなり事業者にもお願いをし、我々もかなり勉強させていただくことになろうかと思っておりますので、その点を誤ってしまうと誤った市場検証の結果になってしまいかねないという気もしますので、その点について、かなり注意して、多分次年度以降、詳細なことを検討していくということになりますので、その前段階として、ちょっと失敗すると危険だなという気がしますので、まずここを丁寧にできればいいかなと思っております。

私から取りあえず以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。後ほど事務局にもお答えというか、反応をお伺いしたいと思います。

次に、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。森です。御説明ありがとうございました。基本的にはこのようにお進めいただければと思いますけれども、私はグローバルプラットフォームとの競争関係に強い興味を持っておりまして、この会議で様々なことを伺っているわけですけども、1つは、例のゼロレーティングなんですけども、これは年次計画案の1ページに中立性ワーキンググループを引き続き開催する予定であるとお書きいただきましたので、そちらでゼロレーティングのことはやっていただけなのかなと思っております。

もう一つは、Appleのプライベートリレーです。これは単にユーザーにプロキシを使わせてあげると。プロキシを使わせてあげて、意図としては、インターネット上のコンテンツに誰がアクセスしたのか分からなくしてしまうと、ログイン等のないサービスの場合に誰が来たのか分からなくするという、広告なんかで使うデータの状況には決定的な影響をもたらすものですけども、やはりちょっと今どこに分類したらいいか分からない。移動のデータ通信というのは基本的にはISPだと思うんですよね。もちろんMNOとかも含まれますけれども、インターネットアクセスプロバイダーだと思うんですが、それではなくて、単にプロキシを使わせてあげるというだけなんです。だけなんですけれども、ただ1つには、物理的伝送路を全部Appleが持つということ。どのぐらいか分かりませんが、端末ベースで66%いますけれども、そのうちの何割かということですよ。アクティベートした人の物

物理的伝送路をAppleが持って、物理的伝送路というのかな、すいません、ちょっと違うかもしれませんが、Appleによって、要するに、Appleのサーバーが落ちたら、みんな止まっちゃう、ネットが見れなくなるという状況だと思うんですね。ちょっとうまく言えないんですけども。

そういうふうになるということと、あとは、データの関係に大きな影響があるということなので、ちょっと今の分類には入ってこないのかもしれませんが、プライベートリレー、それからGoogleも同じようなサービスをやるといううわさがありますので、そういったものも、今回ということじゃないのかもしれませんが、ちょっと横目でといいますか、意識してお進めいただければと思います。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて西村構成員、お願いします。

【西村構成員】 中央大学の西村でございます。私のほうからは3点、コメントをさせていただければと考えております。

1点目は、研究開発競争に関することでございます。既に浅川構成員、それから佐藤構成員からの御指摘もありましたとおり、非常に悩ましい状況かなとは思っております。既に構成員のほうから御指摘のあった点のほか、やはり今後何を検証対象として見ていかなければいけないのかという点。特に市場検証でございますので、どの市場にどのような影響を与えるのかという観点からは少々厄介なテーマでもありますので、今後詰めていく必要があるのかなと感じた次第でございます。

2点目につきましては、昨今ですけれども、MNO各社、サブブランドと申しまししょうか、格安ブランドと申しまししょうか、そういったものがそろい始めましたというか、出そろいました。必要に応じてそれ以外の指標というような形で様々な、別表1から別表4のことを考えなければいけません、やはりそういったサブブランド、あるいは、メニューの間での競争の代替性あるいは競争関係というものもどのようにして見ていくか、アンケートも踏まえて考えていく必要があろうかなと感じた次第でございます。

最後、3点目でございますが、公正競争検討会議の報告書でかなり詳しく不当な取扱いに関する検証項目というのが強化されております。非常に重要だと思っております。リードタイム、工事に関する契約締結、それから、工事開通までのリードタイムの差でありますとか、そういったものは非常に重要だと思います。この点、やはり接続協議、あるいは協定の交渉といった実態にまで踏み込んだ検証になってくるのかなというふうに今のところ想定しているという理解でございます。私からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。3つの論点いただきました。次に、林構成員、お願いします。

【林座長代理】 ありがとうございます。私からも2点コメント申し上げたいと思います。

1点目は、基本方針、それから年次計画ともに書かれてある法人向けサービスの実態把握のところでございます。ここはやはり今後の市場検証で極めて重要なのではないかと考えています。といいますのも、多分各社の事業構造というのは、30年、40年前の音声サービス中心の、そういう事業構造から、データ通信なり、それからシステムインテグレーションをはじめとする法人サービス領域が今後ますます比重を高めていくんだらう。多分ブロードバンド化、あるいは海外への事業展開ということを見ると、そういった法人サービス領域が比率を高めているので、ここについてはしっかり各市場とか関連市場の動向について、NTTだけじゃなくて、比較対象としてほかの事業者からもデータをもらって、その事象動向の把握・分析を強化していただきたい。必要があれば既存ルールの見直しにつなげていただきたいと思います。

それから2つ目は、この基本方針、それから年次計画でも定量的・客観的なデータの重要性ということをやられているわけですが、それはそれとして非常に私も重要で、全くそこについては異論ないんですけども、他方で実際にデータとして上がってくる、表れてくるというのは少し先になるのかなという感じがします。この検証会議というのは忘れた頃に開催されるみたいなところがなきにしもあらずといいますか、開催頻度がちょっと空き過ぎて、前の検討の内容どうだったか忘れてしまう。これは私だけかもしれませんが、いずれにせよ、定点観測的な検証の間隔というものをちょっと工夫をしていただいて、もう少し密に開催するというのも必要なのではないかと思います。データが上がってくるまで時間がかかり、その間定量的な検証が難しいのであれば、その間は少なくとも定性的な検証自体は必要かつ重要なのではないかと思います。

すいません、2点でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 ありがとうございます。お時間も限られているので、短く。私からは事務局に依頼事項がありまして、議事録に残していただきたく発言します。先生方も既におっしゃられておりますけれども、定点観測という意味では、ヒアリングは非常に重要だと思っております。まず新しい動向というのは、生の通信事業者の声であるとか、もしくは森先生もおっしゃっていましたが、プラットフォームからの報告みたいなこともあるか

と思います。

2点私が気になっているのは、5GのSAのサービスに関して、ソフトバンクがプレスを打ちましたけれども、そろそろMVNOへの卸サービス、MVNOが5Gサービスをやることがそろそろ期待されます。接続料の議論が明らかになっていく時期だと思いますので、ぜひその観点からヒアリングをしたほうがいいと思います。

もう1点は、IoT、こちらは、今後の方針にも明確に書かれておりますけれども、今、国民の関心というのはIoTという通信に向いていることがあります。特に先日の重大事故の出来事も、皆さん覚えていらっしゃると思います。個別の案件を取り立てて言うことではないですが、IoTの機器が増大しているということがサービスに影響をかなり与え始めているということから、IoTサービスのヒアリングをすすめるべきです。代替性とか、いろんな議論ありますけれども、IoTサービスに関して重点的にウオッチしていければと考えております。

ですので、依頼することとしましては、ヒアリングをかける際に、今の2点は必須として、プラス、先ほど森先生のプライベートリレーのお話もありましたけれども、新しいサービスがどんどん導入されていくという背景で、ヒアリング対象も少しそういった観点で選択して依頼いただけると良いと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかにありますか。

ありがとうございます。いろいろ御意見いただきました。一部はもしかすると市場検証会議の所掌を超えてほかの会議体をお願いしなきゃいけない事項もあったのかなと思いますけれども、取りあえず事務局からもしリプライがあればいただければと思います。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。各先生方から様々なコメントをいただきまして、誠にありがとうございます。全体的に、今後の、令和3年度以降の市場検証を実施していく中で、踏まえてまいりたいと思っております。

すいません。網羅的にはどうしてもなくなりますけれども、幾つかのリプライをさせていただければと思っております。まず、佐藤先生から最初にいただいた研究開発競争の状況の把握につきまして、単年度ではなく中長期的に見ていく必要があるということでございます。こちらにつきましては、御指摘のとおりだと思っております、であるからこそ、令和3年度の年次計画におきましては、先ほども若干御説明をさせていただきましたけれども、まずは令和3年度に実施することは、今後、次年度以降においてこの状況の把握を実施するに当たっての観点や留意点を検討するというところでございまして、令和3年度、単年度

のみで何らかの結論めいたものを取りまとめるということを全く想定しているものではないかと、念のため申し上げておきます。

また、森先生、それから中尾先生からも、グローバルなプラットフォームもそうですけれども、いろいろ様々な新サービスが、電気通信事業分野やその周縁においても登場していることについて、これも必要に応じて踏まえていくべきだと思っておりますし、特にI o T向けにつきましては、今年度もヒアリングを法人向けサービスの実態把握の一環として実施していくものと考えておりますので、その際、参考にさせていただければと思っております。

それから、西村先生からいただいた移動系の事業者の各サービスにおける代替性に関する点についても、こちらにつきましても、1つの年度の間でも様々なサービスが移り変わるものがございますので、随時状況に応じて各サービス間の代替性の状況を精緻に把握していきたいと思っておりますし、そういった内容も含めて、年次計画において重点事項と設定させていただいております。移動系の市場環境の変化の影響という事項でございます。

林先生からいただいたコメントですけれども、市場検証会議の開催頻度についてのコメントをいただきまして、確かに令和2年度の検証までの市場検証会議の開催頻度というのは年に4回ですとか5回ですとか、そういったレベルのものだったと承知をしておりますけれども、今年度以降、検証の基本方針の案、本日提示させていただいたものでも、令和3年度の年次計画の案を御覧いただければお分かりかと思っておりますけれども、大分ヒアリングすべき事項ですとか検証すべき事項というものがこれまでよりも多岐にわたるような内容でございます。ですので、必然的にこれまでよりも市場検証会議の開催頻度というのは増えていくのかなと考えておるところでございます。

ひとまず事務局からは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ただいまの事務局からのお答えを踏まえて、さらに御質問なり、あるいは追加で御議論あればいただければと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

ございませんか。

ありがとうございます。様々な御意見いただきまして、今回、研究開発について新たに見るところが出てきたというところの御指摘もございましたし、また、今後、I o Tなり、あるいは5Gの関連でしっかりヒアリングしていかなくちゃいけない。これはグローバルなプラットフォームも含めて、そうしたことについても市場競争の観点から考えるべきことがあるんじゃないかということの御指摘もいただきました。法人向けサービスの重要性も御

指摘いただきました。

事務局からは、今後、ヒアリングも増えるので、開催回数も増えるんじゃないかというふうな示唆もあったところですが、引き続き構成員の方々に大変御負担をおかけすることにもなるのかなというふうにも感じています。

本日いただいた市場検証の基本方針の改定案、あと、令和3年度年次計画案については、こうしたものを今回の御議論を踏まえてしっかり進めてほしいという意見と受け止めております。もしその方向で皆さん御異論ないようでしたら、いただいた御意見について、事務局と調整しながら、なるべく文字に反映できるところはさせていただいて、最後、フィックスの件については、座長に御一任させていただくような形で進めていければと事務的には思っているんですけれども、そのような方向で御異論どうでしょうか。

(「異義なし」の声あり)

【大橋座長】 構成員の方々から御異論ないという旨、いただいております。ありがとうございます。

それでは、そうした方向で取りあえず進めさせていただいて、引き続き構成員の先生方には要所所所でしっかり検証について厳しい御議論いただければと思いますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

以上で、もしよろしいようでしたら、最後の議題に移りたいと思います。最後は、議題(4)として、「競争ルールの検証に関する報告書2021」ということで、これが報告書が取りまとまったということで事務局から御報告いただけるということでもありますので、ぜひお願いできればと思います。

【望月料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。資料24-4に沿いまして、「競争ルールの検証に関する報告書2021」の概要について御報告をさせていただきます。

おめくりいただきまして、右肩1ページ目。本報告書は、電気通信市場検証会議の下に設置されました競争ルールの検証に関するWGでの分析・検証の結果を取りまとめたものになってございます。本WGには、大橋座長、西村構成員にも御参加いただいております。

本WGは、2019年の10月に施行されました電気通信事業法の一部を改正する法律の措置の効果やモバイル市場に与えた影響の評価・検証を行うことを目的としております。通信料金と端末代金の完全分離ですとか、行き過ぎた囲い込みの禁止等、こういった措置の効果についてでございます。この目的に沿いまして、昨年10月に初回の評価・検証の結果を取りまとめて公表しております。

今年3月から、同様の評価・検証を行っておりまして、先月、9月に「競争ルールの検証に関する報告書2021」を取りまとめて公表してたところでございます。

おめくりいただきまして、2ページ目は、先ほど申し上げた、通信事業法の一部を改正する法律の概要でございますので、詳細は省略させていただきます。

3ページ目、4ページ目は、昨年の報告書以降の総務省の取組でございますので、こちらにも詳細は省略させていただきます。

5ページ目以降が報告書の概要になってございます。報告書の内容、大きく3つに分かれておりまして、まずは市場の動向を分析・検証いたしまして、これに対する対応の方向性を取りまとめいただいている部分。次に、先ほど申し上げた電気通信事業法の改正、こちらの執行の状況の確認と、これに対応する方向性を取りまとめた部分。その次に、個別の案件について御検討いただきまして、対応の方向性を取りまとめいただいた部分。以上、3つになってございます。

まず5ページ目は、通信市場の動向について、分析・検証の結果から御説明ですが、分析・検証の結果、まず昨年の報告書以降、移動電気通信役務の契約数というものは引き続き増えている状況にございまして、この状況の中で、LTEの契約数は昨年の9月以降減少に転じている。その一方で5Gの契約数は増加をしている状況になっています。また、MVNOのシェアは2021年3月末で13.4%ということで、その前期、2020年の12月末と比べて0.1ポイント減っているというような市場全体の状況にあると分析・検証いただいております。

この中で、MNO3社は、昨年末に、オンライン専用プラン、ahamo、povo、LINEMO、こういったものを発表しておりまして、その発表を皮切りにMNO、MVNOの各社から低廉な新料金プランの提供が開始され、全体として料金競争が活発化している、その結果、東京の携帯電話の料金水準は国際的にも遜色のない料金水準にという形で分析・検証いただいております。

こうした事業者の料金競争の活発化を受けまして、エンドユーザー、利用者の方々の動きでございますが、2021年春には新規契約数・契約解除数というものが大きく増加をしている状況にある。これは利用者による事業者の乗換えですとか、料金プランの変更の動きが活発化してきているというふうに分析・検証いただいております。

WGでは、MNO3社の方々から、新料金プラン等、ahamo、povo、UQモバイル、LINEMO、ワイモバイルでございますが、こうした新料金プラン等の契約数ですとか、その増減、移行元、どこからこうした新料金プラン等に移り換えてきたのか、一定のデ

ータを報告してもらっておりまして、その分析・検証の結果、本年3月末で、契約数で約1,100万、新料金プラン等への移行の多くは自社内での料金プラン・ブランド変更、これはドコモであれば例えばギガホプレミアといったようなプランからahamoへの料金プランの変更ということでございますが、こういったものが多かったという分析・検証の結果になってございます。

これを受けた対応の方向性でございますが、MNO3社の新料金プラン等については、まだ3月末のデータでございますので、引き続き、移行の状況やMVNOとの競争環境に与える影響の分析・検証が必要であるという方向性を御提示いただいておりますので、今後も引き続き進めていきたいと考えておるところでございます。

6ページ目、7ページ目は、私が先ほど申し上げた内容に関する図表、グラフになってございますので、御覧いただければと思います。

8ページまでお進みください。端末市場の動向について、先ほど申し上げたように、19年10月の事業法改正におきまして、電気通信料金と端末代金の分離ということがされまして、こちらについての市場への影響でございますが、まずは2020年度の端末の売上台数は、前年度と比べて9.5%の増、一方、売上高は8%の減ということで、売上げの単価が16%減っているという状況でございます。これは事業者からのヒアリングにおいても、事業法改正前と比べて、低・中価格帯の端末の販売割合が増加しているとの御報告がございました。

WGにおきましても、MNO4社から価格帯別の端末の売上台数のデータを求めてございまして、こちらを分析した結果、次の9ページを御覧いただいて、右下が今私が申し上げようとしている価格帯別の端末の売上台数の構成比になりますが、上から高価格帯、約2割ほど、中価格帯は4割強、低価格帯は3割強と、それぞれの価格帯が満遍なく選択されている、高価格帯の端末が大幅に値引きをされ需要が集中しているという状況ではなく、端末自体の本来の価値を基に、自らのニーズに合った端末を利用者の方々が適切に選択し利用する傾向が進展しつつある、これは改正法が目指した効果が、端末市場においては一定程度表れつつあると認められると分析・検証いただいております。

対応の方向性といたしましては、今後も価格帯別の売上台数の推移を含めて注視し、改正法の効果についての検証が必要と御提示をいただいております。

おめくりいただいて9ページは、先ほど申し上げた内容のグラフでございますので、御覧いただければと思います。

10ページ以降が改正電気通信事業法の執行等について、まずは通信料金と端末代金の分

離でございますが、現状の確認といたしましては、上限2万円を超える不適切な端末値引き等というのは、少なくとも形式上は見られなかった。少なくとも形式上と申し上げましたのは、覆面調査ということを実行しておりまして、こちらの覆面調査では、販売代理店における不適切な説明ですとか、非回線契約者に対する端末販売拒否といったような実態が確認されたというような現状でございます。

こうした現状を踏まえまして、今後の対応の方向性でございますが、まずは事業者に対しては、違反が行われないよう社内の体制整備・販売代理店への指導等の対策の徹底が必要である。最低限、形式的条件の差異の解消、的確な説明・周知の徹底を行うべきである、こういった御提言をいただいております。

総務省に対しましては、引き続き覆面調査、非回線契約者への端末販売実績の確認、こういったことを行いまして、仮に是正が図られない場合には、通信料金と端末代金の分離の徹底を図ることをも視野にという御提言をいただいております。

11ページ目は既往契約についてでございます。現状の確認といたしまして、まず前提ですが、既存大手3社が事業法27条3の趣旨に反する既往契約を多く抱えたまま、新規事業者やMVNOとの間で顧客競争を争うということは対等な競争条件とは言えないということで、事業法改正後2年たった今、現状で、例えば違約金9,500円といったような不適合期間拘束契約、これはまだ5割程度残っている。旧端末購入プログラムのような不適合利益提供等については、5割以上残っているという現状を確認いたしました。

これを踏まえた対応の方向性でございますが、まず事業者は、既往契約の早期解消に向けた自主的・積極的な取組が求められる。総務省に対しましては、早期解消に向けたスケジュールを定めた上で、事業者に積極的な取組を求めることが適当、必要に応じて、事業者の取組を周波数割当ての審査に活用するなど、インセンティブを付与することも検討に値するという御提言をいただいております。

こちらの御提言につき、既に9月の報告書公表以降、電気通信事業法の一部を改正する法律の趣旨に沿って、公正な競争環境の確保に向けた取組についての要請、総務省からMNO3社に対して要請してございまして、ドコモからは既に違約金を撤廃するとの報告を受けているところでございます。

続きまして、12ページでございます。ここからは個別の課題についての検討課題等の確認と今後の対応の方向性についてでございます。

まずは、12ページ、音声通話料金（特に従量制料金）でございまして、MNO3社の音声

通話料金（従量制料金）は、10年以上も30秒20円、3分120円のまま高止まりをしている、MNOの音声卸料金が全く引下げられてこなかったという経緯がございます。

他方で、MNO 3社は、定額制や準定額制の導入を通じて自身の音声通話料金を実質的に引き下げてきているという事実がございます。実質的な小売料金を上回る料金水準で音声卸料金が提供されてきたことは非常に問題が大きいという課題について御検討いただきまして、対応の方向性といたしましては、引き続き継続して接続メニューや卸料金の見直しが進むような、制度的な枠組みというのを構築することが必要であり、このためには別途専門的に検討を進め、速やかに所要の制度整備を図ることが必要という御提言をいただいてございますので、これを踏まえて進めていければと考えておるところでございます。

おめくりいただきまして、13ページ目はスイッチングコストでございまして、このWG設置以降、様々なスイッチングコストの低減に向けた取組ということを行ってまいりまして、昨年の報告書以降もMNP手数料の原則無料化ですとか、事業者内プラン変更時の手数料・手続の見直し等が進捗してございます。また、この報告書の取りまとめに向けて、スイッチング円滑化タスクフォースというタスクフォースの報告書が5月末に出ておりまして、この中でも、eSIMの導入、SIMロックの原則禁止、キャリアメールの持ち運びの実現、こういった御提言をいただいておるところでございます。

今申し上げた内容につきましては、報告書の公表後になりますが、既に各社、全ブランド、eSIMの導入は済んでおりまして、また、改正SIMロックガイドラインというものが10月1日に適用を開始しておりまして、この適用の開始より前に発売されたiPhone 13などについても、現在全キャリアからはSIMロックをかけない、設定しない状況で販売が開始されている、発売されているというような状況でございます。

このように、SIMロックも含めまして、スイッチングコストには一定程度低減というものが進捗をしておる状況でございますが、対応の方向性でございまして、そのほかにも様々なスイッチングコストというものが散見される。例えばnoindexタグの話ですとか、オンラインの手続の24時間化、こういったことはガイドラインで規定すべきであるという対応の方向性で御提言をいただいてございます。

これも含めまして、スイッチングコスト解消に向けた事業者の自主的かつ積極的な取組が求められると。総務省は、事業者の取組や解消状況を継続して確認し、事業者の取組が進まない場合、対応を促すインセンティブを付与することも検討という御提言をいただいておるところでございます。

おめくりいただきまして、14ページ目は販売代理店の在り方でございます。先ほど御説明したように覆面調査というものを行ったところ、事業法第27条の3の趣旨に反する非回線契約者への端末販売拒否といった実態があったことが確認されましたと申し上げましたが、この要因として、販売代理店が非回線契約者に対して端末を販売しても赤字または利益が出ないような構造が確認されたという現状がございます。

こうした現状を踏まえた対応の方向性として、事業法違反を助長するような手数料・奨励金の体系等というものはガイドラインで禁止し、違反が是正されているかを継続して確認するべきという御提言をいただいております。

回線契約の有無にかかわらず、端末の販売に係るコストが賄われ、かつ適正な利益が確保されるような手数料体系や端末卸価格・直販価格の設定が最低限必要という御提言をいただいております。

おめくりいただきまして、最後になりますが、固定通信市場につきましては、工事費ですとか期間拘束契約等が円滑な乗換えを妨げ、過度な囲い込みが生じることのないという観点から、電気通信事業法上問題となる行為をガイドラインにより明確化するとともに、工事自体の削減について事業者間の協議を実施してきたところでございます。

昨年の12月にガイドラインが改定されまして、期間拘束契約の期間を超える工事費の分割払いしか選択できないことですとか、無料解約期間が3か月未満であること等を、電気通信事業法上問題となる行為として追加をしているところでございます。

戸建の引込線工事につきましても、設備の転用が可能となるよう事業者間で協議を実施しておるところでございます。

こうした現状を踏まえまして、対応の方向性といたしましては、まず、ガイドラインにつきましても、ガイドラインに適合した対応を行うよう総務省から事業者に求めたところ、数社を除いて措置を既に実施済みとの報告を受けておりますので、措置未実施の事業者に対しては、引き続き対応を求めていくことが必要であるという御提言いただいております。

また、戸建の引込線の転用につきましては、総務省がより関与することも検討し、実現の早期化を促していくことが適当であるという御提言をいただいております。それにつきましても、引き続き、現在、事業者には促しているという状況でございます。

以上で私からの報告書2021の概要説明とさせていただきます。

【大橋座長】 ありがとうございます。大部な報告書、大変効率的に御説明いただいて、ありがとうございます。以前の市場検証会議の中で、モバイル市場等の競争の一連の施策に

ついてぜひ議論したいという構成員の御指摘も一部あったと認識していきまして、そうした中の一連の議題として今回御報告のほうをセットしていただいたと認識しています。

ただいまの御報告の内容について、御質問も含めて、ぜひ御議論いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、林構成員、お願いします。

【林座長代理】 林でございます。ありがとうございます。これもコメントというか、お願いでございますけれども、この報告書、大変重要な報告書だと思うんですけども、この報告書を踏まえて事業者様のほうで積極的に対応したり、あるいは改善していただいた対応策なり改善事例について、その都度積極的に国民あるいは消費者に周知・広報をしていただけないかと思ひます。数ある役所の報告書の中には、言いつ放しのものもありますけれども、本報告書は決してそうではなくて、むしろその対極にあるような非常に実効性を持つものになっているのではないかと思ひます。その背景には各事業者様の大変な努力があったと思ひますし、総務省も事業者もオールフォーカスタマーズといひますか、そういう点で方向性としては一致していると思ひます。

そういう意味で、総務省の本報告書の政策的効果について国民への周知に一層努力をしていただきたいと思ひのと同時に、事業者様におかれても、個別の自社のサービスでこれまで必ずしもユーザーフレンドリーでなかった取引慣行のうち、改善されたもの、先ほどドコモ様の取組ありましたけれども、そういったものについては、お客様への周知広報について積極的な対応をお願いしたいと思ひます。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。中尾構成員、お願いします。

【中尾構成員】 ありがとうございます。2つございまして、その前にまず、このような貴重な情報をシェアいただきまして、大変勉強になります。ありがとうございます。

私からは2つございまして、まずページ5ですが、通信市場の動向の競争環境に関する検証に関しては非常に重要だと認識しておりまして、特に低価格プランの、MNOからも低廉な新料金プランが提供開始されたことによってMVNOのシェアへの影響がどの程度あったかは重要です。MVNOが導入されたきっかけを考えますと、この辺りは注視していく必要があります。現在は0.1ポイントの差分ですけれども、今年、4月以降の統計値を御教示いただける機会があればよいと思ひております。特に、MNOから低廉な新料金プランが提供されたと同時に接続料がどうなっているのか、そもそもMVNOが導入された市場競争の狙いが阻害されていることがないかとか、それから、また先ほど申し上げましたけれども、

5G契約数は今後増えていくと思いますけれども、MVNOに対しても、イコールフットイングが実現できる環境の確認が必要です。現在は、5Gのサービスは卸接続ができていませんで、今後は5Gの卸接続も注視するポイントかなと思っております、また、事業開始の時期を考えてこういった市場検証の情報をいただければと思いました。

それから2点目ですけれども、これは私が随分前から継続して気にしていた点です。10ページにあります通信料金と端末代金の分離というところ。過去は、特に端末値引きに関しては非常に懸念をする事態になっていたわけですけれども、検討をしていただきまして、上限2万円を超える不適切な端末値引き等が「形式上は見られない」という結果が得られたことかと思えます。ちょっと表現は非常に気になるところもあるのですけれども、形式上は見られていないということですね。

じゃあ、形式上じゃなく実態はどうなのかといったこともありますが、まずは我々の先般からの議論に基づいて、大幅な数十万のキャッシュバックとかという、そういう有り得ない金額の値引き等は少なくとも形式上は見られなくなったということで、非常に望ましい状況かなと思われま。

ただ2万円を超えなければいいのかとか、そもそも端末値引きであるとか、いろんなキャッシュバック等、こういったことよりも、もともと市場の適正性を実現するためには、通信品質とそれを実現するサービスの価格というところで勝負をするべきことかと考えています。実際、利用者にとってみると、キャッシュバックというのは後でお金が返ってくる制度なので、受領を忘れていたりとか、実際はキャッシュバックされなかったとか、いろんな課題が発生していることが容易に想像できるわけです。キャッシュバックなどは商売の主戦場じゃないということを強く訴えていく必要があると思います。

ただし、今回のご報告によって、そこまでおかしいことが起きてはいないのだという、過去の不適切な事態からは回復したのだということは分かりましたので、その点は良かったと思います。

しかし、これも、運用実態がどのような状況になっているかということ、私も実は実際に販売代理店等に行って自分で契約をしたりして見たりしている、ただし、しょっちゅう行っているわけではありませんけれども、そういう実態の調査といったものが有効ではないかなと思います。

私からはコメントは以上となります。

【大橋座長】 ありがとうございます。続きまして、高口構成員、お願いします。

【高口構成員】 WGの報告につきまして、ありがとうございます。私、大きく2点ございまして、1点目は、今直前に御指摘いただいた中尾先生と重なる部分もあるんですけども、私もスライドの5ページのMVNOの動きというものは少し気になっておりまして、御報告によりますと、MVNOのシェアが0.1ポイントですけれども、減少しているというところが御報告されております。

本来MVNO自体は、モバイル市場の競争を促進するために、ガイドライン等を整備されて、MVNO事業者というものが参入してきたと理解しております。現状、それこそ電気通信市場検証会議の報告等見ていますと、シェアベースで見ると、MVNOの各事業者のシェアというのはMNOのシェアに比べるとまだまだ小さい状況です。

このようにまだシェアのレベルでいうとMNOの中心のモバイル市場において、競争促進のために参入がある意味促されたMVNOのシェアがこの時点で減少しているというのは、今後のモバイル市場の競争においては注視すべきポイントかなと思っております。当然、低廉な新料金プランというものが続々と出てきて、料金水準が下がるということは一面的にはユーザーにとってはいいことなのかもしれませんが、実際にどのような過程で料金の競争というのが行われているのか、その料金競争の構造というのはどうなっているのかといったところも今後見つつ、特に市場検証会議においては、MVNOも含めた競争の状況というのはある意味見ていかないといけないのかなというのが実感です。これが1点目です。

もう1点ですけれども、これは先ほどの議題と関連するわけですけれども、今回WGで取り組まれたいろいろな検証に関するルールは、通信と端末の料金の分離ですとか、スイッチングコストの低廉化とか、ある意味ユーザーにダイレクトに関係するようなルールというものを検証されて、今後の方向性を示されたものとして非常に重要なものと思います。ただし、こういったユーザーにダイレクトに効くようなルールは、同時にその前提にある様々な規制というものが機能してこそそのユーザーに向けたルールだと思っております。

その意味では、先ほどの議題でありましたとおり、今回のNTTドコモの完全子会社化に関して競争事業者からも様々な意見書が出て、公正競争確保の検討会議において、今後、データ等を用いて、あるいはヒアリングを用いて、きちっと規制というものがなされているかというのを検証することが電気通信市場検証会議に求められています。今後、この会議において、先ほどの議題で出てきたような既存のルールが適正に守られているかどうかというのは、ぜひ事業者の皆様の積極的な御協力もいただきながら見ていかないと、このような競争

ルールのワーキングで示された、いろいろな検証というのにも意味をなしていかないのかなということで、今後一層見ていく必要があるかなと思っております。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。続いて、森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。森です。これは私は今回のワーキングの御報告は、これはルールの変更、回線と端末の分離というのは非常に劇的な規制だったと思いますし、また、囲い込みの是正についても厳しいルールが導入されました。これは非常に批判も多くて、販売方法というのは本来自由であるはずだと、アーリーアダプターが新規端末を安い価格で手にして何が悪いんだということでいろんな御意見が周辺からはあったところかなと思っておりますけども、ただ、ルールの改正自体に関わった人たちというのは割とみんな足並みがそろっていて、私も個人的にはこれで間違ったことはしてないんだと思っていましたけれども、こうやって実際に結果が出て、やはり所期の効果が上がったということは非常に安心もいたしましたし、逆に言うと、これが正しい在り方だと、消費者保護と公正な競争環境にとってこれが正しい状態だと思ったならば、ちゅうちょせずに新たな規制を導入するということが必要なんだなということを改めて感じました。

そういう意味で、非常に重要な検証をしていただいたのではないかと思います。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。田平構成員、お願いします。

【田平構成員】 田平です。御説明ありがとうございました。1点、コメントさせていただければと思いました。13ページのスイッチングコストに関してです。先ほどの資料の24-3の年次計画案の(1)の2でしたでしょうか、移動体通信市場で切替えが生じていない理由を今後詳細に把握するということが提示していただいていたけれども、その際のポイントといいましようか、ヒントといいましようか、それに対するそういったものがこちらに提示されているように思いました。

先ほどの年次計画案では、利用者アンケートに基づいてということで、その点には全く異論はないのですけれども、同時に事業者側の取組が重要になるところかと思っておりますので、そういう事業者側の取組であるとかアプローチを把握するとともに、それが利用者にきちっと届いているのかどうかということも含めて把握する必要があるのだろうと思った次第です。

先ほどのブロックに戻るような発言で失礼いたしました。以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。様々な御指摘いただきまして、ありがとうございます

ます。一部今後のフォローアップもしっかりやっていただきたいということもあったと思いますし、また、今回の競争ルールの検証に関するWGの施策の結果が公正競争の状況にも大きく影響を与えるということで、そうした観点から市場検証をしっかりやっていくべきというふうな御指摘もいただいたところだと思います。

今後もこの競争ルールの検証のワーキングは引き続き、続いていくと思いますので、こうしたところ、ぜひ事務局でもしっかり本日の御意見を踏まえて取り組んでいただきたいということと、また市場検証に関わる部分については、ぜひ連携をさせていただいて、こちらにも検証すべき視点等をぜひいただければ、そうした観点も、構成員、しっかり踏まえて議論ができるかなというふうな観点であります。

ありがとうございました。本日、様々御意見いただきまして、ありがとうございます。もし事務局から反応をいただけるようだったら。

【川野料金サービス課長】 すいません。料金サービス課長の川野でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ぜひお願いします。

【川野料金サービス課長】 ただいま報告させていただきました競争ルールの検証に関する報告書は、私ども料金サービス課のほうで事務局を担当しておりまして、かなり分厚い報告書なんですけれども、先生方から多数コメントをいただきまして、ありがとうございます。非常に参考になるものでございます。

幾つか先生方からコメントをいただきましたので、可能な限り、お答えとか、認識をお伝えするという面も含めてコメントを差し上げたいと存じます。

まず、林先生から、いろいろと今回、事業者様の努力もあって実効性のある形で競争環境の整備が進んでいるということで、これをきちっと世の中に対してPRしていくことが大事だというようなコメントをいただいたとっております。

例えばですけれども、最後に田平先生からありましたスイッチングコストの関係でいうと、例えばSIMロックというものはずっと残っておったんですけれども、13ページの関係ですね、円滑化のタスクフォースというものを開催させていただきまして、SIMロックは基本的によほどのことがない限り、要は、事業者さんの方でこれはどうしても必要なんだということを御説明いただけない限り、基本的には、競争に与える影響とか、利用者に対して手間が多いということで原則禁止というものを導入させていただいております。

事務局から御説明ございましたとおり、10月からということでしたけれども、各社さん、そこを前倒して、いわゆる人気端末であるiPhone 13について、9月の下旬から発売

されていますけど、ここを自主的に全てSIMロックを外す、設定をしないというような対応をさせていただきます。

また、既往契約の関係でも、NTTドコモさんがこれまで乗り換えのときの違約金、11ページにございますけれども、11ページの真ん中ですね、違約金の留保というものをずっとしておられ、これはかなり評判もよくなくて、競争WGのほうでも指摘をずっとさせていただいたのですけれども、これはぜひ早急に撤廃すべきだというような形で報告書をまとめていただいて、総務省もそれを踏まえて要請をするような形を取ったのですけれども、NTTドコモさんが、留保の撤廃のみならず、全てのこれまでにある契約の違約金をこの10月1日からもう取らないというような発表、ここまでは正直要請はしていなかったのですけれども、自主的にそういうことを対応していただいたというような形で、事業者様の協力によって非常に成果が上がっていると思います。

林先生のコメントは、これをちゃんとPRせよ、という御指摘だと思っております。SIMロックの関係とかですと、総務省の携帯電話ポータルサイト等にそういう新しい状態、情報を載せておりますし、今後、違約金の関係も、ちょっと全体の整理がありますけれども、そういうものが整理されれば、しっかりと我々も事業者さんとともにPRはしていきたいと思っております。

あと、中尾先生からのコメントがございました。特にMVNOのシェア、こちらは高口先生からもやはり懸念のコメントがあったと思っております。こちらはメディアなどでもやはり議論になっているところでございまして、5ページ目のところでございまして、シェアが、2つ目のところですが、0.1ポイント減。これは非常に私たちとしてもやっぱり気になる数字であるというところは事実でございます。

特に新しい低廉な料金プランが出たことでの影響はどうかということで、ページの7を御覧いただきますと、これは先ほどの議題でもちょっと議論になっておりましたけれども、ページ7の右上の新料金プランというピンク色の楕円がありまして、これ、MNO3社が提供しているもののうち、ドコモさんでいうとahamo、あとKDDIさんでいうとUQモバイルとpovo、ソフトバンクさんでいうとらっしゃるとLINEMOとワイモバイルと、いわゆる格安というんですか、低廉なプランが出されている。ここが他の電気通信業者との競争を全面的に戦うプランになっていると思うんですけども、ここで実数はお示しできておりませんが、御覧いただくと分かりますとおり、ボリュームを矢印の太さで表現させていただいておりますけれども、この3月末までの影響で見ると、他社から奪うというより

は、自社の高額なプランにいらっしゃった利用者さんが自社のより低廉なプランに動くという動きが多いのかなというのがこの時点の数字では見て取れたというところでございます。

これは、やはり競争検証WGとして非常に気になるところでしたので、特に個別の数字を各社さんからいただいて、アノニマイズしながらこういう形でお示しをさせていただいているというものでございます。

ただ、これはあくまで3月末の数字でして、新料金プランは2月ぐらいから始まっていますので、今後もやはりここはしっかり見ていく必要があるんだろうということは競争WGでも議論をいただいているというところでございます。

それとの関わりで、中尾先生から接続料とか卸の料金がどうなっているのかというような御議論ございました。接続料については、直接資料がこの中にございませぬけれども、去年12月に、ちょっと口頭で申し上げますと、ahamoが12月のたしか2日か3日に発表されまして、やはりMVNO各社さんが、あそこまで安い料金プランを出されるとすると、現行というか、当時の接続料水準ではとてもではないけど太刀打ちができないということで、我々にもMVNO委員会さんから御要望いただきましたし、競争WGの先生方からもこれは本当にコスト割れになっているかどうかちゃんと見るべきじゃないかというような御議論がございました。

早々に今年、年明けて1月に、簡単な形でのスタックテスト、いわゆる卸の料金となる接続料と小売の料金がコスト割れになってないかというチェックをさせていただいて、限られた時間でしたので、きちっとした検証ができたかというところとちょっとまだ課題があると思えますけれども、直ちにコスト割れとまでは言えないけれども、非常に競争環境に与える影響は大きいということで、総務省としては、直ちに、今年の2月に携帯各社さんから届出をいただく接続料、これ算定するに当たって、きちっとそういった新料金プランが出ることによって増える需要とか、そういうものをきちっと織り込んで計算、精査してくださいという要請をさせていただきまして、そういう意味では、やはりコロナによるテレワークとか、そういう需要もあると思うんですけれども、かなり需要が伸びていると、足元伸びているということも踏まえて、接続料もかなり今年の春下がったという状況でございます。

さらに12ページのところに、同じくB to Bの話がございませぬけれども、MVNOさんが使うのは、データの接続料に加えて、音声通話の関係で、卸料金についても議論がされました。説明すると長くなるんですけれども、音声卸料金に競争が機能しているかどうかという

検証作業をする中で、音声サービスを提供するための卸料金、こちらもかなり今年の春段階で引下げがなされて、それを受けて、あとそれを見越してやっていた事業者さんもいらっしゃいますけど、MVNOもやはりさらに対抗するようなプランを出されていたというようなことだと思います。

ということで、実は昨年の12月から今年の春ぐらいにかけてまではかなりそういう動きが次から次へと出る中で環境整備を凶っていたというような状況でございます。

いろいろと申し訳ございません。あと中尾先生からございました通信・端末の分離の関係でございます。10ページ目でございます。こちらは中尾先生の御指摘のとおりでございます、少なくとも形式上は見られないというものは、まさに形式上はということでございまして、おっしゃるとおり、家族4人乗り換えれば20万円キャッシュバックとか、そういういわゆる先生のおっしゃる、あり得ないようなものというのはいよいよなくなってきているのかなということでございます。

また、1年目は、多少やはり違反してしまったということで、行政指導を何度か出ささせていただいたという例があるんですけども、2年目の今年はそういった形式からして間違っているというようなことはほとんど起きておりませんで、そういう意味で形式上は見られないというふうにさせていただいております。

他方で、これも中尾先生がおっしゃった、実態はどうかというところは、御指摘のとおりでございます、10ページの資料ですね、覆面調査という言葉をちょっと使わせていただいておりますけれども、2つ目の丸にあります端末購入プログラムという、端末の代金を分割払いにして24回、2年間分払うと、残りの半額分は一定の条件で残債を免除するというような形で、実質端末購入額の最大で半分の額を免除するという端末購入を支援するというプログラムがございます。これは通信回線を契約している利用者さんにだけ提供するというのをされますと、実は2万円規制の規制の対象となる金額になってきますということでございます。ですので、4万円以上の端末でこのプログラムを提供すると、その瞬間アウトになるということでございます。

しかしながら、今、各社様、MNO 3社様は、このプログラムは、回線契約に入られる方にも、自社の回線をお使いにならない方にもこれはお使いいただけますよという、形式上はそういう形での営業方針を取られているということですので、2万円規制の内数ではないという整理の中で運用されているということでございます。

しかしながら、覆面調査をしますと、これは総務省が依頼した調査会社に、実際に中尾先

生と同じように代理店に行っていただいて、自分は回線は持ってないんですけど、入れますかとか、あるいは端末購入プログラムに入りたいんですけどということをしたときに、1つ目の丸の2ポツ目ですね、非回線契約者に対する端末販売拒否の実態を確認ということでございまして、実際に代理店の現場では、いや、回線入っていただかないだとちょっとこれはなかなか提供できませんねというような、本来の営業方針に沿わない対応をされる代理店が実際にはあったということで、それぞれ、ドコモさんで約2割、KDDIさんで約3割、ソフトバンクさんで約1割というぐらいの違反というんですかね、というのが見つかったということでございますので、そういう意味で、やはりちょっと実態上はまだ課題はあると思っております。

中尾先生がおっしゃったような、10万円、何十万円といった額がばらまかれているというような状況は改善されたのかなと思っておりますけれども、今の2万円という規制がきちっと実態として守られているかという点、ちょっとそこはまだ課題があるかなと思っております。競争WGでも引き続きの課題というような形で御指摘をいただいているということでございます。

あと、高口構成員の1点目の御質問は、大体MVNOの関係ですので、中尾先生と同じような問題意識かなと認識をしておりました。

あと2点目の、こちらはドコモの子会社化による影響というようなことでございますので、こちらでも市場検証会議のほうでまた御議論があるのかなと思っております。

あと最後、森先生の御議論、まさに通信・端末分離のやり方というのが、いろいろ御批判があった中で、実際に効果が上がってきたというのは安心したというのは、そういう意味では、私は規制を導入した後に着任をしておりますので、導入したときの苦労というのは直接的には存じておりませんが、いろいろな御議論があったということは私も存じております。

しかしながら、私、今、担当といたしまして、一応これはその趣旨として、先ほど中尾先生もおっしゃったんですが、やっぱりあり得ない商慣行になっていたという業界の中で、最後は法律までつくりましたので、法律は国会での議論の中では全会一致で、要は与野党問わず、いくら何でも今の状況はひど過ぎるという議論があり、法律が成立しているということでございますので、そこはやはり国民の代表である立法機関において必要性が認められて、これを導入しているということですので、それをしっかりと運用していくということが大事なのかなと思っております。

ただ、まだ2年でございます。先ほど販売実態の話もございましたけれども、この2年でかなりいろいろ進んだことは間違いないと思いますけれども、まだいろいろと課題があると思いますので、そこは引き続きWGでの御議論もいただきながら、しっかりとフォローしていきたいと存じます。

すいません。長いコメントになりましたけれども、取りあえずは以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。大変丁寧に御回答いただきまして、ありがとうございます。

もし追加で御質問あれば、この機会にとと思いますが。中尾構成員からも今（チャットで）コメントをいただいたと思います。

特にモバイルの競争については、これで終わりというわけではなくて、多分まだ競争が正常に働くための過渡期にあるということだと思いますので、その意味でのワーキングの果たす役割というのは引き続き極めて大きいということと、あと、実際にこの資料にもいただいていますけれども、ワーキングの中で検証もしっかりしていただいていますので、そうした検証の状況も、しっかり市場検証会議は議論を踏まえて、点検をすべきなのかなと思いました。

大変膨大な資料、簡潔に御説明いただきまして、ありがとうございました。

本日の議事、以上となるんですけれども、もし全体を通じて何かこの際御発言あればいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

大丈夫ですか。

この電気通信市場検証会議、今回、基本方針、改定させていただきましたけれども、NTTだけじゃなくて、他事業者も含めて、ヒアリングもそうですが、客観的なデータを取得してしっかり検証していくということが今回の基本方針案でもしっかりうたわれたところがございます。

そういう意味で、今後、さらに構成員の方々には様々御知見、頂戴する機会が増えると思いますけれども、ぜひ引き続き、しっかり、電気通信市場の公正な競争のさらなる進展に向けて、御議論続けていくことに貢献していただければなという思いであります。

それでは、今後のスケジュールについて事務局から御説明いただければと思います。

【田部井事業政策課課長補佐】 事務局でございます。本日、御議論いただきました「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」の改定案及び「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和3年度）」の案につきましては、大橋座長と御相談の

上で必要に応じて修正を行いまして、構成員の皆様にも別途お送りさせていただいた後に意見募集（パブリックコメント）を行うことができると思っております。

また、意見募集の具体的な日程につきましては、改めて総務省ウェブサイトで公開いたしますとともに、構成員の皆様にも別途御連絡をさせていただきます。

意見募集で寄せられた御意見につきましては、御意見に対する総務省の考え方などを整理・公表の上、それぞれ「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和3年度）」として確定・公表する予定でございます。

最後、次回の市場検証会議の日程ですけれども、別途、こちらにつきましても事務局より御連絡を差し上げます。以上でございます。

【大橋座長】 それでは、本日の検証会議はこれにて終了とさせていただきます。

皆さん、大変お忙しい中、闊達な御議論ありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。